

| 記 者 発 表          |
|------------------|
| 平成 20 年 10 月 6 日 |
| 監察査察室(内線) 2133   |

## 旧美里町(長)による県職員への接待等の状況についての調査報告及び 関係職員の処分内容について

平成20年3月6日、紀美野町監査委員による監査の結果、旧美里町(長)が収入役名義の歳計外資金(いわゆる「裏金」)を保有していたことが判明し、その資金の一部が県職員への接待(ゴルフ場割引券、町営施設の宿泊券の提供、中元・歳暮等の贈与等)に使用されていたと推測されたことから、県としては、その実態を解明すべく、職員へのアンケート調査や紀美野町議会百条委員会との共同調査、関係者へのヒアリングを実施し、この度、結果を次のとおり取りまとめたので報告する。

### (1) 概要

紀美野町議会百条委員会との共同調査の結果、同議会から提供を受けた県職員のみを抽出した関係者名簿から、ゴルフ関係では92人(うち現役職員71人)、贈答品の関係では117人(うち現役職員71人)、宿泊関係では26人(うち現役職員17人)の利用や受領が明らかとなった。これら3種の接待について、いずれか一つでも該当すると思われる職員は、197人(うち現役職員134人)であった。

また、こうした紀美野町と連携した調査と並行して、県独自でも職員を対象に旧美里町からの接待等の状況について、複数回にわたってアンケート調査を実施した。

監察査察室では、上記2つの調査をもとに、該当する現役職員164人(紀美野町議会提供資料に名前の記載はないが、アンケートの提出があった職員も存在する)から順次ヒアリング調査を実施し、各人から行為当時の状況や認識等について聴取した上で、当時の副知事依命通達の内容や、昨今の社会情勢、他の自治体の状況等に鑑みて職員の処分を検討した。

今回の事案は、従前から定期的に服務に係る文書通知を発していたにもかかわらず、職員の中に「市町村も利害関係者に該当するという認識」が十分浸透していなかったこと、及び実態がよく分からない割引券等を安易に利用したという「脇の甘さ」が起因したものであったと言える。このことの反省を踏まえ、職員には、県民からの疑惑や不信を招くことがないように公務員としての襟をただし、自己の行為が県民の目線からどう写っているかを常に意識した姿勢と行動をあらためて強く求めていくものである。

### (2) 調査の経過

H 20.3.8 紀美野町が、裏金問題調査のために、総務課内に特別対策室を設置

H 20.3.12 調査協力のため、紀美野町から県に対し、県職員の派遣要請。これを受けて、3月17日から市町村課職員1名を町に派遣

H 20.3.13 監察査察室が、職員(元旧美里町長在職時、本庁で班長以上等)を対象に、アンケート調査を実施。その後、対象を拡大するなどして計4回にわたり行う

- H 20.3.14 町議会が「旧美里町歳計外資金調査特別委員会(百条委員会)」を設置
- H 20.3.28 紀美野町議会百条委員会が、次の3社に関係資料の提出を要求  
・旧美里町内のゴルフ場 ・県内の百貨店 ・町営宿泊施設
- H 20.4.9 アンケート提出職員からのヒアリングを開始
- H 20.4.25 県から文書により、町議会百条委員会に対し、同委員会が入手した関係者名簿の提供を依頼
- H 20.5.13 町議会百条委員会で「名簿に関する関係機関との共同調査の実施」を採択
- H 20.5.14 町議会等から文書により、名簿に関する共同調査のための県職員の派遣要請
- H 20.5.16 県(監察査察室)と町議会百条委員会による、県職員への接待に関する名簿の共同調査を実施。23日も補足調査
- H 20.5.23 町議会から、県職員のみを抽出した関係者名簿の提供を受ける。監察査察室において、当該資料等の精査、分析
- H 20.6.2 受領名簿等に基づき、関係職員からのヒアリングを開始
- H 20.6.9 紀美野町議会6月定例会において、百条委員会が基金問題の調査経過を報告
- H 20.6.19 県議会6月定例会一般質問において、県としての接待問題に係る調査経過を答弁。20日も類似の質問あり
- H 20.7.17 関係職員からのヒアリングを終了し、監察査察室において、処分対象者、内容の検討

### (3) 県関係職員名簿の調査結果

5月16日(23日に追加調査)、監察査察室職員3名が、紀美野町役場に赴き、町議会百条委員会の委員と共同で県職員の抽出作業を実施した。具体的には、百貨店等から提出のあった名簿等と当該年度の県職員録を照合し、その時点で現役の県職員であることを確認した。

5月23日、紀美野町議会から県関係職員名簿等資料の提供を受けたが、資料は大別して3種類あり。すなわち、①旧美里町内のゴルフ場から提供のあった、割引券を利用してプレーした人の名簿、②百貨店から提供のあった、旧美里町長からの贈答品の発送者名簿 ③町議会百条委員会が調査、作成した、ペアチケットを使用して町営施設に宿泊した代表者の名簿である。

以下、接待の態様(ゴルフ、贈答品、宿泊)ごとに、資料から判明したことを記述する。

#### 【(1)ゴルフ】

| 資料等から判明した事項等                                    | 県職員の利用状況                                       |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ○百条委員会から提供のあった利用者名簿には、名前、プレイ日等の記載あり。            | <名簿に記載のあった延べ職員数>                               |
| ○利用券はプレイ代が1万円減額できるもの。このことは券にも明記されている。           | H15年度 66人(当時在職中)                               |
| ○割引券には、「美里町」の記載がない。券の発行元は、一見、ゴルフ場であるようにも見受けられる。 | H16年度 94人(当時在職中)                               |
| ○利用した期間は、平成15年7月から16年12月までである。                  | 計 160人                                         |
|                                                 | <名簿上の実職員数> 複数回の利用者がいるため、実際に券を利用した人数は・・・ 92人(a) |
|                                                 | <(a)のうち現役の職員数(b)>                              |
|                                                 | 71人(31人)                                       |
|                                                 | ( )は、(b)のうちの※管理職員                              |

※管理職員とは、職員の給与に関する条例第19条の3第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員をいい、管理職か否かは平成20年度時点でのもの。以下同様。

## 【(2)贈答品】

| 資料等から判明した事項等                                                                                                                                                                                                       | 県職員の受領状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |  |        |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |    |     |           |  |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--|--------|--------|---|-----|---|-----|----|------|--------|---|-----|---|-----|----|------|--------|---|-----|----|-----|-----------|--|------|
| <p>○百条委員会から提供のあった百貨店からの贈答品送付先名簿には、名前、住所、備考欄に辞退等の記載あり。</p> <p>○名簿は、平成15年（夏、冬）、平成16年（夏、冬）、平成17年（夏）計5回の送付先名簿がある。</p> <p>○各年の夏冬の送り先はほぼ同一であるが、年によって送り先は一部変更している。</p> <p>○送付された品物は、メロンやラ・フランス、巨峰といった5,000～6,000円の果物。</p> | <p>&lt;名簿に記載のあった延べ職員数&gt;</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2"></th><th>各年度別人数</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">平成15年度</td><td>夏</td><td>71人</td></tr><tr><td>冬</td><td>70人</td></tr><tr><td>小計</td><td>141人</td></tr><tr><td rowspan="3">平成16年度</td><td>夏</td><td>56人</td></tr><tr><td>冬</td><td>52人</td></tr><tr><td>小計</td><td>108人</td></tr><tr><td rowspan="2">平成17年度</td><td>夏</td><td>50人</td></tr><tr><td>小計</td><td>50人</td></tr><tr><td colspan="2">合 計(延べ人数)</td><td>299人</td></tr></tbody></table> <p>&lt;名簿上の実職員数&gt; 複数回にわたって贈答品を贈られた人がいるため、1回でも受領した人（辞退者等も含む）は・・・ 117人(a)</p> <p>&lt;(a)のうち現役の職員数(b)&gt;</p> <p>71人(43人)</p> <p>( )は、(b)のうちの管理職員</p> |        |  | 各年度別人数 | 平成15年度 | 夏 | 71人 | 冬 | 70人 | 小計 | 141人 | 平成16年度 | 夏 | 56人 | 冬 | 52人 | 小計 | 108人 | 平成17年度 | 夏 | 50人 | 小計 | 50人 | 合 計(延べ人数) |  | 299人 |
|                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 各年度別人数 |  |        |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |    |     |           |  |      |
| 平成15年度                                                                                                                                                                                                             | 夏                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 71人    |  |        |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |    |     |           |  |      |
|                                                                                                                                                                                                                    | 冬                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 70人    |  |        |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |    |     |           |  |      |
|                                                                                                                                                                                                                    | 小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 141人   |  |        |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |    |     |           |  |      |
| 平成16年度                                                                                                                                                                                                             | 夏                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 56人    |  |        |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |    |     |           |  |      |
|                                                                                                                                                                                                                    | 冬                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 52人    |  |        |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |    |     |           |  |      |
|                                                                                                                                                                                                                    | 小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 108人   |  |        |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |    |     |           |  |      |
| 平成17年度                                                                                                                                                                                                             | 夏                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 50人    |  |        |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |    |     |           |  |      |
|                                                                                                                                                                                                                    | 小計                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 50人    |  |        |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |    |     |           |  |      |
| 合 計(延べ人数)                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 299人   |  |        |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |   |     |    |      |        |   |     |    |     |           |  |      |

## 【(3)宿泊券】

| 資料等から判明した事項等                                                                                                                                               | 県職員の利用状況                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○百条委員会から提供のあった、招待券(ペアチケット)を利用した町営宿泊施設の宿泊者名簿には、宿泊日、住所、氏名、宿泊人数等の記載あり。</p> <p>○名簿の記載は、代表者の氏名のみで、他の利用者名は分からない。</p> <p>○名簿は、平成14年6月～平成18年2月に宿泊した人の記載がある。</p> | <p>&lt;名簿に記載のあった延べ職員数&gt;</p> <p>H14年度 7人(当時在職中)</p> <p>H15年度 10人(当時在職中)</p> <p>H16年度 9人(当時在職中)</p> <p>H17年度 6人(当時在職中)</p> <p>計 32人</p> <p>&lt;名簿上の実職員数&gt; 複数回の利用者がいるため、実際に券を利用した人数は・・・</p> <p>26人(a)</p> <p>&lt;(a)のうち現役の職員数(b)&gt;</p> <p>17人(7人)</p> <p>( )は、(b)のうちの管理職員</p> |

以上が、紀美野町議会から提供を受けた資料等に基づき、ゴルフの割引券、贈答品、無料宿泊券それぞれの接待を受けた状況について、判明した事項である。

また、後述するヒアリングの結果、この３種の接待について、いずれか一つでも該当する県職員は、退職者も含めて１９５人であり、そのうち現役の職員は１３２人（うち管理職員は６７人）である。

なお、県職員ＯＢについても、ゴルフの割引券利用で２１人、贈答品受領で４６人、宿泊券使用で９人の元県職員と思われる氏名が見受けられる。これら３種の接待のうちいずれか一つでも該当する人は６３人と推測されるが、ＯＢについては現在は民間人であり、監察査察制度の調査対象としなかった。

#### （４）職員アンケート調査の結果

平成２０年３月、旧美里町の元町長による不適正支出が判明し、その中で、元町長による県職員への官官接待のマスコミ報道等もあり、県としても独自に接待等の実態把握を行う必要があることから、同年３月から５月の間、計４回にわたって、現役の県職員を対象にアンケート調査を実施した。アンケートの内容は下記のとおりであるが、１項目でも該当があると思われる職員は、監察査察監あて報告するように通知した。

４回にわたるアンケートの結果、回答者数は合計で８５人（平成２０年３月末での退職者４人を含む）であった。

| ＜アンケート実施状況＞                                              | ＜アンケート内容＞                               |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| ○第１回・・・３月１４日 文書により通知<br>対象：Ｈ１１～１７で、本庁で班長以上の職にあった職員       | ①供応接待（飲食を伴うもてなし）を受けたことの有無               |
| ○第２回・・・３月２８日 イントラメールで通知<br>対象：Ｈ１１～１７で、海草振興局で課長以上の職にあった職員 | ②町営宿泊施設の宿泊券をもらったり、旧美里町（町長）の負担で宿泊したことの有無 |
| ○第３回・・・４月１７日 文書により通知<br>対象：Ｈ１１～１７で、県職員であった者              | ③中元、歳暮等の贈答品をもらったことの有無                   |
| ○第４回・・・５月１５日 文書により通知<br>対象：Ｈ１１～１７で、県職員であった者              | ④銭別や昇進祝いもらったことの有無                       |
|                                                          | ⑤ゴルフの割引券を使ってプレーしたことの有無                  |

#### （５）関係職員に対するヒアリング調査の結果

監察査察室では、４月上旬からアンケートの提出があった職員を対象にヒアリングを開始し、紀美野町議会から関係者名簿の受領後、本格的なヒアリングを順次実施した。

対象となる職員には、監察査察監または監察査察室長が少なくとも１回は当時の状況等を聴取した。過去のことであり、記憶があいまいな職員に対しては、家人に確認を求めるなどの要請の後、補足の意味で再度ヒアリングを行った。

ヒアリングの際、聴取した内容は、①旧美里町から受けた行為（ゴルフ接待、中元・歳暮の授受、宿泊施設での宿泊等）の態様、②ゴルフ場割引券、無料宿泊券などの入手先、③当該行為が旧美里町の接待であることの認識 ④行為当時における担当事務などについてである。

ゴルフ接待、中元・歳暮の授受、宿泊施設での宿泊等各行為に関連した、職員からの聴取内容のうち代表的なものは以下のとおりである。

## 【(1) ゴルフ】

| <券の入手経路・使用実態等>                                                                                                                                                                                         | <職員の認識>                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○入手した経緯については、町長(または町職員)が、直接、事務所に持参して置いていった(少数)。</p> <p>○上司からもらった(一部)。</p> <p>○入手先等は記憶にない。</p> <p>○自分はエントリーしていないので同行したメンバーの誰かが出してくれたのかもしれない。</p> <p>○コンペで使用したケースもあり、参加者分の券がないため、幹事が人数で割り算して減額した。</p> | <p>○割引券を使った記憶がない(多数)。</p> <p>○アンケートを申告しなかったのは、優待券は他にもあるし、旧美里町から提供されたものとは思わなかったとの理由であった。</p> <p>○どこかの法人の割引券かと思った。</p> <p>○ゴルフ場が発行している券で、PR のため、町を通じて配布していると思った。</p> <p>○町内のゴルフ場なので、町長が割引券を入手できるのかと感じていた。</p> |

全体的に、元町長(または町職員)から、直接割引券をもらってプレーしたというのはそれ程なく、一部の事務所に一定枚数置かれていったものが、庁内に広く出回っていったものと思われる。

そのため、利用者の大半に、旧美里町が費用負担をしていたことの認識がない。このことは、割引券自体の体裁がゴルフ場発行のようになっていることや、また仲間同士でラウンドし、代表者が券を使用したようなケースも多く、認識がないのも無理ないものと考えられる。

しかしながら、ゴルフの割引券の類は一般的に広く普及しているとはいうものの、割引額が1万円と通常であればまずあり得ないような高額であることから、一度だけならまだしも複数回以上の使用に及んだ場合、公務員としての脇の甘さは否めないところである。

## 【(2) 贈答品】

| <授受の状況等>                                                                                                                                                                    | <職員の認識>                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○果物をもらった、あるいは名簿に記載があるのであればもらったのだと思う。</p> <p>○贈られたものは受け取ったが、別のものを贈った(一部)。</p> <p>○家人が受け取っていたので、宅配便で送り返した(少数)。→ この場合、「辞退」とはなっていない</p> <p>○屋間は留守のため、親が受取り、そのままになってしまった。</p> | <p>○業者からは絶対ダメだが、市町村は利害関係の程度が薄いと感じていた。</p> <p>○町とは、用地交渉など連携して取り組む必要があり、むげに返すのは失礼だと感じた。</p> <p>○役場ではなく、町長個人から贈られたものを返却するのは失礼だと感じた。</p> <p>○果物であり、返却を差し控えた。</p> |

贈答品については、全体的に、送り先は職員との個人的な繋がりというよりも、旧美里町と職務上関連の深いと思われる組織の一定の役職の人が選定されている模様。必然的に、回数の多寡は、紀美野町議会提供の資料に記載された期間(平成15～17年度)に当該ポストに就いていたか否かによる部分が大きい。

また、贈り主が「美里町」または「美里町長」でなく、「元町長の個人名」で送付されており、個人からの贈答品と思い返品しなかったという話もあったが、それでも「辞退」者の外に、別のものを贈った人もいる。また、一度は家人が受け取ったが宅配便を使って送り返した(この場合「辞退」にはならない)人も少なくない。

業者からの接待は絶対禁止であることは言うまでもなく、職員間にも共通認識として浸透している

が、昨年からは職員倫理規則も運用されており、今回の案件を契機に、改めて「市町村も利害関係者に該当する」といった認識の徹底を図る必要がある。

### 【(3) 宿泊券】

| <券の入手経路・使用実態等>                                                                                                                                                         | <職員の認識>                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○町長が課に置いていった。</p> <p>○仕事で役場に出張した際、町長(または町職員)からもらった。</p> <p>○上司からもらった。</p> <p>○親(民間人)からもらった。</p> <p>○券を上司から預かったが、相当期間経過後に廃棄した。</p> <p>○自分は使用せず、親にあげた(または近所に配った)。</p> | <p>○今となっては軽率であったが、当時は深く考えずに使用してしまった。</p> <p>○町営宿泊施設が新築したこともあり、販路拡大の一環と感じていた。</p> <p>○町長の交際費等で支出しているのかと思った。</p> <p>○旧美里町のイベントの景品か何かだと思った。</p> |

宿泊券について、旧美里町長(または職員)から県職員への配布手法としては、ゴルフの割引券に類似している。すなわち、庁内の一定の部署に配布されたものが、上司から部下といった形態で庁内に回ったものと推定される。

配布された枚数は定かではないが、親や近所にあげたものや、有効期間経過後に処分したというものも少なくなかった。

「販路拡大の一環」、「イベントの景品」等と感じていた人もいるが、宿泊券については、明確に「美里町ふるさと公社」の発行印が押されており、金額的にも2万円相当と高額であること等を考えれば、公務員としてより一層慎重な行動が望まれたのではないかと考える。

### 【(4) 餞別・接待等】

職員に対するヒアリングでは、ゴルフの割引券の使用、贈答品の授受、宿泊券の利用の外、「餞別や昇進祝」の授受、「その他供応接待」の状況についても聴取したが、前者については、旧美里町と仕事上の付き合いが深い部署から他部局に異動になった際、餞別を受け取ったという申告のあった職員が何人か存在した。何らかの形で返礼した職員も少なくなく、また、記憶もあいまいで、裏付けとなる資料も存在しないことから、詳細は不明である。

後者の供応接待については、一部の部署で、毎年度当初、町内の現場での事業要望の後、懇親会に招待されることが慣例化していた。実際に経費を払ったケースもあったが、会費を支払おうとしたが受け取ってもらえなかったという場合もあり、一歩進んだ毅然とした態度が望まれた。

また、町営宿泊施設において、「なまず料理」を名物にしようとした時期に、試食として招待された人や食事券を配布されたという報告もあった。紀美野町議会からの提供資料には、供応接待に関する資料も一部含まれてはいたが、記載内容が不明確で当該資料からの調査は困難であるため、詳細は不明である。

### 【(5) 便宜供与の有無】

本事案では、関係職員が行為当時どのような事務を担当していたか、その上で当該職務に基づき、旧美里町に対して便宜供与が図られなかったかということも非常に重要なことから、その点についても聞き取り等を行ったが、調査した限りにおいては該当する事例は見当たらなかった。併せて、旧美里町の元幹部職員の方に対しても、関係課を通じて同趣旨の調査を行ったが、該当事例はなかった。

## (6) 当時の処分基準について

本件は、現行の「懲戒処分の基準」等が施行される以前の事案であるため、職員の処分等を検討するにあたっては、副知事依命通達等が基準となる。これは、綱紀の厳正保持等を目的に、毎年各所属に対し副知事名等で発しているもので、利害関係のある業者等との一定の行為について注意を喚起した内容となっている。

今般の事案は、平成14年度から17年度を中心に接待等が行われているが、平成15年11月の通達では、「職員は、常に公私の区別を明確にし、職務に関わる利害関係者からの贈答品、お祝い等の受領や、会食、遊技、ゴルフ等は厳に慎み、いやしくも県民の疑惑や不信を招くことのないよう十分留意すること。万一、贈答品等の送付があった場合は、速やかに返送する等適切な措置を講じること。特に、管理監督の立場にある者は、部下職員の模範となるよう率先して自らの行動を律するとともに、所属職員の指導、監督に努めること」とされるなど、この時期、毎年ほぼ同様の通達がなされている。

また、利害関係者の考え方についても、平成12年11月の通達等で、「職員は、常に公私の区別を明確にし、特に職務に関わる業者や団体、また市町村等との会食、遊技等は厳に慎み、贈答品等を受けることのないように留意すること」と市町村も利害関係者に該当する旨が明記されていることから、本件については、一連の依命通達に反し、公務員としての信用失墜行為に該当するものである。

ただし、利害関係者の認識について、民間事業者は当然のことながら市町村も該当するということが十分理解されていなかったことは、職員の間には緊張感が欠如していたことは否めないが、逆にこのことを十分周知しきれていなかった県自身も反省し、今後の教訓にする必要がある。

## (7) 関係職員に対する処分について

### 【(1) 基本的方針】

いわゆる「官官接待」等に対する国民、県民からの批判が増大する中で、今般の旧美里町による県職員への接待問題については、上記のことも踏まえ、県としても厳しい姿勢で臨む必要がある。

一方で、県職員への接待の態様については、ゴルフ(割引券)、贈答品(中元、歳暮)、宿泊券(町営宿泊施設)等と様々であり、また、その頻度も各人によって大きく異なることから、当該非違行為に対応した適切な処分を科すことは必ずしも容易ではない。

このため、今般の処分等については、対象者各人に関し、以下の①～⑤の観点から総合的に検討することとする。

①本事案で問題となる接待の態様については、大別して、ゴルフ、贈答品、宿泊券であるが、3種の接待については、その非違性において大きな差異はない。このため、3種の接待の受けた頻度をまず基本に考える。

②次ぎに、認識の有無、程度を考慮する。宿泊券については旧美里町ふるさと公社の印が押印してあること、贈答品についても元町長個人名での発送とはいえ、両者については客観的に旧美里町が経費を負担していることを推測しやすいが、ゴルフについては、割引券の発行元が外形上はゴルフ場であり、旧美里町からの接待とは認識しにくい点、その点は考慮する必要がある。しかしながら、一部の者はゴルフ割引券の出所を認識しており、その場合はこの点も勘案する。

③また、接待当時、管理職であったか否かを考える。すなわち、管理職は、部下を指導する立場にあることから、倫理面においても職務内外を問わず、より一層の高潔性が求められるからである。

④さらに、アンケート提出の有無を考慮する。県として本事案の実態解明にあたるため、職員に対し4回にわたり広くアンケートへの協力を求めてきた経緯から、この点での姿勢を加味するものである。

⑤最後に、ヒアリングで関係者個別の情况等(ゴルフの割引券を元町長から直接預かった、慣例になっていたとはいえ接待に参加した等)を聴取したところであり、勘案すべき事情があると認められる場合は、この点も考慮するものとする。

なお、ゴルフの割引券については、前述のとおり旧美里町からのものとは判別しがたいこと、及び同行した他のメンバーが独自に割引券を提出していた可能性も否定できないことから、管理職か否かに拘わらず、割引券の発券元が旧美里町という認識がない者は、処分の対象外とする。(ただし、他の接待がなく、かつ1回のみの使用者)

また、処分内容の検討に先立ち、他府県に「官官接待に関連した処分状況の照会」を行ったところ、全て該当なしであった。

①～⑤等を踏まえ、処分の考え方を次のとおりとする。

注 意：何らかの接待が1回限りの者

嚴重注意：接待の合計が複数回(2～4回程度)におよぶ者

訓 告：接待の合計が相当程度(5回以上)におよぶ者

上記を基本とし、事案当時、管理職であったか(該当者は一段階上位の処分とする)、また、アンケートを提出しているか(該当者は一段階下位の処分とする)、その他ヒアリング時の個別の状況を総合的に勘案して処分内容を検討した。

## 【(2)処分の状況】

今般の、旧美里町(長)による県職員への官官接待事案に関し、前述の「基本的方針」等に基づき関係者個々の状況をそれぞれに検討した結果、各人の行為の態様等により注意24名(うち管理職5名)、嚴重注意47名(うち管理職27名)、訓告20名(うち管理職17名) 計91名(うち管理職49名)の処分を行うこととした。

<①現行の所属別処分者の状況>

|         | 注 意 | 嚴重注意 | 訓 告 | 合 計     |
|---------|-----|------|-----|---------|
| 海草振興局   | 0   | 0    | 3   | 3 (2)   |
| 知事室     | 1   | 0    | 2   | 3 (1)   |
| 総務部     | 3   | 1    | 0   | 4 (1)   |
| 企画部     | 1   | 5    | 1   | 7 (5)   |
| 環境生活部   | 0   | 0    | 0   | 0 (0)   |
| 福祉保健部   | 0   | 0    | 0   | 0 (0)   |
| 商工観光労働部 | 1   | 1    | 0   | 2 (2)   |
| 農林水産部   | 1   | 2    | 0   | 3 (1)   |
| 県土整備部   | 5   | 6    | 4   | 15 (9)  |
| その他     | 12  | 32   | 10  | 54 (28) |
| 合 計     | 24  | 47   | 20  | 91 (49) |

<②事案当時の所属別処分者の状況>

|       | 注 意 | 嚴重注意 | 訓 告 | 合 計     |
|-------|-----|------|-----|---------|
| 海草振興局 | 13  | 20   | 9   | 42 (13) |
| 知事公室  | 2   | 2    | 1   | 5 (2)   |
| 総務部   | 0   | 4    | 0   | 4 (3)   |
| 企画部   | 0   | 5    | 0   | 5 (4)   |
| 環境生活部 | 0   | 0    | 0   | 0 (0)   |
| 福祉保健部 | 1   | 2    | 2   | 5 (4)   |
| 商工労働部 | 0   | 2    | 2   | 4 (4)   |
| 農林水産部 | 2   | 3    | 1   | 6 (3)   |
| 県土整備部 | 5   | 8    | 4   | 17 (13) |
| その他   | 1   | 1    | 1   | 3 (1)   |
| 合 計   | 24  | 47   | 20  | 91 (47) |

※ ( ) 内は管理職員の内数。①の管理職は、現在の職階、②は当時の職階によるものである。



＜③当時の職階別被処分者の状況＞

|       | 注 意 | 嚴重注意 | 訓 告 | 合 計 |
|-------|-----|------|-----|-----|
| 部長級   | 0   | 1    | 0   | 1   |
| 次長級   | 0   | 3    | 0   | 3   |
| 課長級   | 4   | 21   | 18  | 43  |
| 課長補佐級 | 11  | 10   | 1   | 22  |
| 係長級   | 6   | 8    | 0   | 14  |
| 一般職員  | 3   | 4    | 1   | 8   |
| 合 計   | 24  | 47   | 20  | 91  |

※副課長、副室長には、職階上で課長補佐級の者もいるが、権限上は同列であるので、課長級に計上している。

【(3)今後の取り組み】

今般、旧美里町の裏金を使用したとされる、いわゆる官官接待で多数の県職員が、訓告等の処分を受けるにいたったことは、現行の制度整備前の事案とはいえ、極めて遺憾である。

本県においては、平成17年10月から「懲戒処分の基準」が施行された。また昨年4月からは公務に対する県民の信頼確保に向けて「職員倫理規則」の運用を行っているが、現在、この利害関係者とのつきあい方のルールを定めた本規則について、管理職員に関しては内容の周知が相当程度浸透してきているが、一般職員については必ずしも十分とは言えない状況にある。

このため、今回の事案の反省も踏まえ、今後、様々な機会を捉えて「利害関係者とはどういう人なのか」、また「利害関係者との間で何ができて何ができないのか」といった倫理規則の趣旨の徹底を図ることによって、職員が萎縮することなく市町村と円滑な関係を保ちながら、清潔で効率的な県政を推進するものとする。

## 旧美里町関連事案に関する知事コメント

平成20年10月6日

本日、旧美里町関連の接待問題について、県としての調査結果と関係職員の処分を発表させていただきました。

本件に関係していた県職員が訓告等の処分を受けるに至ったことは極めて遺憾であり、県民の皆様に深くお詫びを申し上げます。

市町村も利害関係者に含まれるということが職員に十分浸透し切れていなかったこと、また、実態のよく分からないものを安易に利用したという脇の甘さ、緊張感が欠けていたことがこうした事態を招いたものであり、この度、当時のルールに従って処分したものでございます。

なお、本事案の関係職員による旧美里町に対する便宜供与については、該当する事例は見当たりませんでした。

今後より一層、職員全員に対して、倫理規則の遵守をはじめとした綱紀の厳正保持を徹底してまいります。

紀美野町関連事案記者発表に係る補足説明

|                    |
|--------------------|
| 平成 2 0 年 1 0 月 6 日 |
| 監察査察室（内） 2 1 3 3   |

先に提出した記者発表の数字について以下のとおり補足します。

名簿に記載のあった職員（退職者含む）で、3つの接待のいずれか一つでも該当する県職員は195人、そのうち現役は132人（同姓同名者除く）です。

アンケートの提出があった者が85人いますが、85人の中には、名簿に名前のあった人、なかった人もいます。後者が32名いるため、

132人（アンケート提出の有無に拘わらず名簿上記載にある人）＋32人（アンケートのみ提出）＝164人からヒアリングを実施したものです。

32人の方については、「あったかもしれない」、「念のため提出しておく」といった人が多く存在するため、現役の職員で明確に旧美里町からの接待があったと判断できるのは132人です。